

# 東住吉区地域福祉サポート事業業務委託にかかる 公募型企画プロポーザル選定審査委員会 開催要綱

## (目的)

第1条 東住吉区地域福祉サポート事業公募型企画プロポーザル選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）は、東住吉区地域福祉サポート事業業務委託契約受注者を選定するにあたり、有識者による公平かつ適正な審査を行うため開催する。

## (業務)

第2条 選定委員は、次の業務を行う。

- (1) 企画・提案事業の審査基準を定める。
- (2) 提出された企画提案書等の内容を審査し、事業者を選定する。
- (3) その他選定に必要な事項

## (委員)

第3条 選定委員会の委員は、事業にかかる有識者（複数名）とする。

## (委員長)

第4条 選定委員会の委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、選定委員会の議事を進行する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 選定委員会は、非公開とする。

## (開催期間)

第6条 選定委員会は、概ね2回開催する。

## (守秘義務等)

第7条 委員は、業務を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## (庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、東住吉区役所保健福祉課（福祉）において行う。

## (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の開催に関し必要な事項は、委員の意見を聴いたうえで、東住吉区役所保健福祉課長がこれを定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月5日から施行する。